

○一般競争入札の実施  
選挙管理委員会  
（総務事務センター）……………9

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体  
（地方課）……………11

目次

告示（第994号一第1007号）

- 土地改良事業の同意 (農地計画課) ……………1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) ……………3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………4
- 土地改良事業の工事の完了 (農地計画課) ……………4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………6
- 保安林予定森林の所在場所等に関する通知 (治山課) ……………6
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ……………6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地計画課) ……………7

公 告

- 落札者等の公示 (総務事務センター) ……………7
- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) ……………7

告 示

福岡県告示第994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同条第7項の規定により公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
古賀市	農業用ため池整備事業（糸江地区）	平成19年4月20日

福岡県告示第995号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）久留米東櫛原S C
  - (2) 所在地 福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、市でもレジ袋削減対策やマイバッグ運動など消費者への啓発に努めています。たいと考えておりますので、貴事業所でも過剰包装の抑制によるごみ減量にご協力をお願いいたします。

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 衝突及びくくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第996号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンターライアル大牟田店

(2) 所在地 福岡県大牟田市小浜町52番 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・ 駐車場出入口付近については、出入庫の際の事故防止のため、看板等の障害物をできるだけなくし、見通しの確保について配慮していただきたい。

・ 可能ならば、駐車場出口に運転者に対し注意を促すための路面表示をするなど配慮していただきたい。（「一時停止」「左右確認」「歩行者、自転車注意」など）。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・ 東側トラック進入路が必要以上に広く開いてるように思われ、子どもの遊び場とならないか。子どもの飛び出し、車の通り抜け等安全性に問題があると思われるので配慮していただきたい。

・ 交通量予測については、登校時間帯では30台程度だが、下校時間帯については、150台以上と予測されている。近接している大正小学校・松原中学校への登下校ルートは、歩道と車道が明確に区別されていない狭隘な道路も多く、横断歩道も少ない中で、搬入出車両や来客車両による交通増加が予測されるため、登下校時の生徒の安全に対して十分な対策を行っていただきたい。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・ 大規模小売店舗届出書の記載どおり実施されることであれば問題はないと考えられる。

(4) 騒音の発生に係る事項

・ 出店予定地は、第1種住居地域であり、騒音の環境基準は厳しい基準が定められている。冷凍庫、冷蔵庫の室外機等による騒音に対し、防音対策を充分にとられ騒音苦情が発生しないよう配慮していただきたい。

・ 駐車場内における暴走行為や車両によるエンジン音、ドアの開閉音により、深夜、近隣住民の安眠を妨げることのないよう、十分な騒音・遮音対策について最大の配慮をお願いしたい。また、届出では、24時間営業となっているが、夜間の静穏な生活環境を悪化される恐れがあるため、住民に配慮し、営業時間の短縮についても検討していただきたい。

・ 騒音による苦情が発生した場合、責任ある対応をしていただきたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

- ・ 来客による通行量が増えると店舗の周辺地域にごみが増えることが予測される。  
ごみ拡散への対応、対策について十分に配慮していただきたい。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ・ 防犯用照明灯の照明光度、設置方向や設置場所を考慮され、近隣住民から光害（ひかりがい）による苦情が発生しないよう考慮していただきたい。
- ・ 深夜、敷地内が青少年やホームレス等の溜まり場にならないことが懸念される。そのことにより、店舗内外で迷惑行為や犯罪等が起らないよう、警備や巡回等により、近隣住民に不安を与えないよう最大限の配慮を願いたい。
- ・ 届出書類上、法的には数値等の基準を満たしているものの、新設される場所は、第1種住居地域で、隣接道路も幅員が狭く民家等が隣近し、さらに24時間営業であることによる地域住民の生活環境への影響は免れられない状況にあると考えられる。地域住民からも本市に対し、出店後の生活環境悪化等の影響に対する不安の意見等が多数寄せられており、これらの住民感情に配慮し、設置や開店にあたり、対立や遺恨が残らないよう、地域住民に対し、十分な説明機会を設け、責任ある対応をしていただきたい。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第997号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年4月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店  
 (2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外  
 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ホームセンターコンインター店	明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
福岡県久留米市中央町31番23 株式会社高野屋 代表取締役 高野 常蔵	福岡県久留米市中央町31番23 株式会社エル・タカノ 代表取締役 牛島 健二

5 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
(株)ホームセンターサコンコー 代表取締役 中山 研吉 熊本県熊本市東町二丁目1番15号 (株)明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 福岡県太宰府市都府楼南四丁目11番1号 (株)ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 福岡県久留米市東合川五丁目1番51号 (株)スマイル 代表取締役 山口 美恵子 福岡県久留米市東合川五丁目1番51号 (株)アクセス 代表取締役 中村 秀樹 福岡県久留米市野中町708番地 (株)ジ菓園	(株)明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 福岡県太宰府市都府楼南四丁目11番1号 (株)ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 福岡県久留米市東合川五丁目1番51号 (株)スマイル 代表取締役 山口 美恵子 福岡県久留米市東合川五丁目1番51号

代表取締役 辻 欣志  
福岡県久留米市六ツ門町2番地13

セガミメイクス㈱  
代表取締役 瀬上 修  
大阪市中央区南船場二丁目70番30号

伊藤秀園

代表取締役 岡本 豊光

福岡県久留米市山本町耳納232番地7

代表取締役 平島 利剛

福岡県久留米市東合川五丁目1番3号

代表取締役 中村 秀樹

福岡県久留米市野中町708番地201

代表取締役 合原 ルリ子

福岡県久留米市東合川五丁目1番58号

代表取締役 四方 忠彦

福岡県久留米市六ツ門町8番地28

代表取締役 山下 哲生

福岡県筑紫野市二日市南三丁目7番8号

代表取締役 辻 欣志  
福岡県久留米市六ツ門町2番地13

セガミメイクス㈱  
代表取締役 瀬上 修  
大阪市中央区南船場二丁目70番30号

伊藤秀園

代表取締役 岡本 豊光

福岡県久留米市山本町耳納232番地7

代表取締役 平島 利剛

福岡県久留米市東合川五丁目1番3号

代表取締役 中村 秀樹

福岡県久留米市野中町708番地201

代表取締役 合原 ルリ子

福岡県久留米市東合川五丁目1番58号

代表取締役 四方 忠彦

福岡県久留米市六ツ門町8番地28

代表取締役 山下 哲生

福岡県筑紫野市二日市南三丁目7番8号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第999号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ゆーき

(2) 代表者の氏名

柴田 康

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市枝国495番地15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた地域の中で、高齢者や障害者が自らの力で日常生活を送ることが困難になり援助が必要とする者、その家族、その他福祉等のニーズを有する者に対し支援活動をし、地域に根ざしたサービスをを行い精神的不安を取り除き、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンコーペット&グリーン福岡東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町田富一丁目1番1号

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業 の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
新宮町	農業用ため池整備事業（口ノ坪地区）	平成17年3月14日	平成19年3月30日

福岡県告示第1001号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市東大橋二丁目2128-1、2128-3、2128-4、2129-2、2129-4及び2129-26から2129-28まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
行橋市大橋一丁目10番14号  
金田 恭子

福岡県告示第1002号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
特定非営利活動法人車椅子レクダンス普及会

(2) 代表者の氏名

黒木 実馬

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前) 東京都港区六本木4丁目7-14みなとNPOハウス  
(変更後) 福岡県久留米市梅溝町1190-1 光風ハイツ103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、車椅子使用者がレクダンス等を踊れるよう、車椅子レクダンス等の技能を普及する事、そして車椅子レクダンス等を生かした各種ボランティア活動を通じて地域社会福祉活動に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1003号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
特定非営利活動法人 色ヒトこころ

(2) 代表者の氏名

長 和洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区赤坂2丁目3番13-803号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く個人または団体に対して、色彩活用、色彩教育、色彩学及び色彩生心理学の実践、または普及に関する事業を行い、すべての人がより良い生活、心地よい心ゆたかな環境を共有することを目的とする。

福岡県告示第1004号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 カーテンコロール
- (2) 代表者の氏名  
金子 盛司
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市東町33番地の24
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、都心部で一度は休館におさまれた映画館を再生させると同時に、施設や学校での出張上映などの、積極的な映像の活用により、映像文化による地域の活性化と、生活文化の向上に役立てるとともに、映画館という空間を、文化活動、地域のイベントや交流の場として開放し、活用していくことで、再び人を呼び戻し、都心部商店街の活性化を図ることを目的として、企画運営活動を行う。

福岡県告示第1005号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定による保安林予定森林に関する通知について、当該森林の所有者の所在が不明なため、同法第189条の規定により次のように告示する。

なお、当該通知の内容は、平成19年5月2日みやこ町役場に掲示した。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 一 保安林予定森林の所在場所  
京都府みやこ町犀川横瀬字ウシロノ501

二 指定の目的

水源のかん養  
指定施業要件

三 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在するみやこ町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種

次のとおりとする。

四 森林所有者の氏名及び分明である最後の住所



（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1006号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
花関物産株式会社（代表取締役 許斐 備昭）
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県福岡市中央区辨鶴一丁目3番43号

3 特約業者の指定取消年月日

平成19年2月28日

福岡県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	19年5月9日
三潆南部土地改良区	
矢部川左岸上流土地改良区	

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称  
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社事業統括本部産業第2事業部九州支社

(2) 住所

福岡市博多区奈良屋町2番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

43,942,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

住宅用火災警報器の購入に係る単価契約(1)(2)

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ウ) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(エ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(オ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ハ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(ニ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(ホ) (ケ)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する

登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から平成19年6月18日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称  
住宅用火災警報器の購入に係る単価契約(1)(2)

(2) 契約内容及び特等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査

申請書に必要事項を記入の上、平成19年6月18日（月）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年6月29日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	07	防災機器	AA
13	03	ビル清掃管理	AA
13	11	その他	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年5月18日（金）から平成19年6月18日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成19年6月13日（水）午前11時00分

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成19年6月28日（木）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成19年6月29日（金）午前11時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってはそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）に年間発注予定数を乗じた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（の税込金額）に年間発注予定数を乗じた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額に年間発注予定数を乗じた額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額に年間発注予定数を乗じた額



(政党)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地
自由民主党福岡県塩埧支部	福田 義秋	菅 孝俊	福岡市博多区博多駅東3丁目1-10福岡県小売酒販会館1F

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地
あざみの会	丹生 美枝	丹生 美枝	京都市みやこ町勝山松田1693-3
麻生博文後援会	有吉 朋行	田代 一	宮崎市芹田24-1
泉孝治後援会	稲田 茂司	佐藤 吉秀	うきは市浮羽町朝田345-8
上田光彦後援会	上田 光彦	上田 光彦	福岡市南区大橋2丁目29-26-101
大久保いさお後援会	武末 友一	大久保 澄子	春日市須玖北5丁目132
大田黒誠之助後援会	庄山 太一郎	大田黒 理恵	みやま市山川町尾野1553番地
大田次男後援会	村田 鎮雄	佐藤 聡	築上郡築上町大字東八田646
かとうよりこ後援会	花等 順子	花等 順子	三井郡大刀洗町大字本郷3240-6
河野正雄後援会	松下 充	河野 幸子	前原市大字荻浦475-1
九州美研寺舎	齊藤 保憲	江口 早苗	小郡市小郡683-15

九州美研琴細企業振興会

九州美研琴細企業振興会	山下勝己	江口早苗	福岡市中央区唐人町3丁目3-19
久楽	久楽美智子	久楽美智子	久留米市諏訪野町2576-2
小松政幸後援会	小松江博	河嶋仲昭	田川郡香春町大字探銅所4642-1
佐藤誠良後援会	今福円次	佐藤稜人	朝倉市中島町469
重岡てつはる後援会	重岡徹治	中嶋香津江	飯塚市相田34-1
篠原茂後援会	藤島勝	松岡義明	宮若市下214-1
市民が主人公の福岡市を めざす市民の会	小泉幸雄	古賀渉	福岡市博多区千代5丁目18-1
白水えいじ後援会	白水英至	白水克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1丁目13-10
杉原清隆後援会	岩口富男	桑野政人	田川郡大任町大字大行事4017-4
西栄研究会	濱野俊一	花田啓二	北九州市八幡西区竹末1丁目14-10
政治結社護國皇誠塾	菅柳剛	菅柳剛	春日市伯玄町2丁目2-1 307号
全国市町村行政活性化連絡協議会・ 九州総本部	古賀新祐	古賀雄一	福岡市博多区大博町6-28 ステイツ天神東II302号
高木則幸後援会	高木則幸	本田威佐雄	飯塚市赤坂881-22
谷口重隆後援会	谷口郁夫	行木勲	宮若市乙野1115

大日本倭魂塾	福原哲也	福原美香	田川郡香春町大字中津原1201-7
筑山会	丸山保正	丸山保正	田川市大字伊田2736番地1
内藤陸男後援会	内藤敏之	横溝進夫	うきは市吉井町富永2200-2番地
中口朗後援会	中口朗	郡良香	宮若市磯光1776大塚アパート202
永松一幸後援会	永松一幸	松ナナ子	田川郡香春町大字中津原2491
西村普信後援会	西村普信	長一夫	糟屋郡粕屋町大字戸原787番地の4
はまの俊一後援会	濱野俊一	花田啓二	北九州市八幡西区竹末1丁目14-10
福岡民医連県民の会	熊谷芳夫	塚本勇一	福岡市博多区博多駅前1丁目19-3博多小松ビル2F
藤島厚後援会	高橋等	藤島嘉子	岩宮市竹原345-2
藤田次夫後援会	小山弘之	藤田竜子	大牟田市大字手鎌514番地
まにわ恵子後援会	貞庭恵子	貞庭耕二	北九州市八幡西区木城東5丁目7-17
みね新一後援会	峯新一	熊本省一	築上郡上毛町大字東上3270-1
村上圭吾後援会	村上圭吾	徳田光広	直方市大字下新入2509番地の17
森元秀美を励ます会	山下守	柳原嘉郎	田川郡川崎町大字川崎767

山田博文十五緑の会	丹生美枝	丹生美枝	美枝	京都府京町2丁目10-12
山田巳代子後援会	山田巳代子	矢野フサ子	野フサ子	田川郡川崎町大字田原1213-2
やよし治一郎後援会	牛鳥健二	弥吉正孝	吉正孝	筑後市大字西牟田3563
和田善久後援会	松井晋一郎	和田紀博	和田紀博	壺若市龍徳2173

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

〔印刷〕 〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-1-9 番 1 号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)

九州子エーツ株式会社 (電話 092-411-8367)

2100  
PRINTED IN JAPAN